



学校経営方針

昭島市立拝島第一小学校
校長 大西 洋

学校の南側に多摩川が流れ、地域には拝島大師をはじめとする文化的な場所など、学びを深めるための貴重な資源に囲まれた本校は、開校以来 150 年の間、地域の方々に温かく支えられながら歩み続けてきました。時代の移り変わりとともに学校の姿は変わってきたが、子供たちの成長を願う地域の思いは、今も変わることなく受け継がれています。現在も、様々なボランティア活動やゲストティーチャー、学校行事への協力、伝統行事の継承など、地域との関わりは本校の教育活動にとって欠かすことのできない大切な力となっています。

長い歴史の中で築かれてきた伝統や文化、先人たちの思いを受け継ぎながら新しい時代にふさわしい地域の中心となる学校、子供たちが安心して登校して心豊かに成長できる学校、また、学校に関わる全ての人々が幸せを感じられるウェルビーイングな学校を目指していきます。

1 拝島第一小学校の教育目標

- やさしく（徳） 【正しい判断力、思考力、表現力を身に付け、仲間を大切にする児童】
- つよく（体） 【心と体をきたえ、健康で明るく、自己管理のできる児童】
- よく考え（知） 【自ら課題を見付け、意欲的に学び、主体的に活動・行動できる児童】

手をつなぐ拝島の子供

【相手の立場を理解し、互いに認め、助け合うことのできる社会性豊かな児童】

2 目指す学校像

「学校に関わる全ての人々が幸せを感じられるウェルビーイングな学校」

- 子供にとって … 生き生きと学び、自己肯定感や自己有用感が高まる学校
- 教職員にとって … 気持ちよく、働きがいのある学校
- 保護者・地域にとって … 安心して子供を預けられる信頼できる学校

3 学校経営の重点

「児童が主体となる教育活動の推進」

（１）自己肯定感、自己有用感を高める

- ① 一人一人の児童が認められ、居場所を感じられる学級づくりを推進する。
- ② 多様な人との関わりの中で社会性や協調性を育てる。
- ③ 児童自ら考え、解決することを通して、よりよい人間関係について学ぶ場とする。
- ④ 日常の授業や活動においては、互いの考えを尊重し合う態度の育成に努める。

（２）人権尊重の精神の育成

- ① 子供一人一人のもつよさや特徴を的確に捉え、個に応じた指導を行う。
- ② 互いの違いを認め、個が活きるよりよい人間関係の集団づくりを行う。
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」に沿い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を徹底する。
- ④ 温かい言葉遣いや適切な言葉遣いなど、言語環境の整備に努める。
- ⑤ 伝え合うことの大切さを実感させられるよう、言語活動を充実させる。

（３）心身ともに健康な児童の育成

- ① 体育の授業や体育朝会・集会を計画的に実施し、体力を向上させる。
- ② 「グッドモーニング 60 分」の取り組みを継続させ、心身ともに健康な児童の育成に努める。

- ③ 「元気アップガイドブック」を活用して、体力向上のための運動の工夫を考えさせる。
- ④ 各学期1回読書週間を設け、読書の楽しさを実感させることができるようにする。
- ⑤ 計画的に道徳教育を推進し、自己を振り返り、よりよく行動できる児童の育成を目指す。

(4) 子供一人一人の学ぶ力・意欲の向上

- ① 子供が主体となる「学び」について授業改善に取り組む。
- ② 毎週火・金曜日を朝学習の時間とし、計算や漢字等の基礎基本の定着に努める。
- ③ 算数の授業については、第5・6学年は学年2分割3展開×2、第1～4学年は4展開の習熟度別指導を実施する。(第1学年は、指導時期を工夫する。)
- ④ 教員は、研究発表会や研修会等に積極的に参加し、授業力の向上に努める。

(5) 安全教育・安全管理の徹底

- ① 児童が危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。
- ② 児童が安全に対する理解を深め、様々な場で実際に行動できるようにするための安全教育の徹底を図る。
- ③ 教職員は、日常的に安全管理意識をもち、危険箇所や設備の瑕疵には迅速に対応、改善する。
- ④ 不審者の校内侵入を未然に防ぐための基本的な取組を、全教職員で確実に行う。
- ⑤ 清潔で安全な生活環境の持続を心がけ、児童の意識を高めて日々の校内清掃を丁寧に行う。

(6) 家庭や地域との連携

- ① PTAや自治会、ウィズユース等、保護者や地域の協力を得て教育活動の充実を図る。
- ② セーフティ教室や道徳授業地区公開講座、防災訓練体験等の土曜公開を通して積極的に教育活動に対する保護者・地域の理解と協力を得る。
- ③ 外部アンケートは、児童・保護者・地域(学校運営協議会)を対象に実施し、集計結果を報告するとともに、改善点や方策等を積極的に発信し、理解・協力を得る。
- ④ 学校教育を支える外部の教育力を活用し、学校・家庭・地域の連携を進める。
- ⑤ 地域行事等については、学校としてできるだけ協力し、地域との信頼関係を築く。

(7) 服務の厳正

- ① 教育公務員としての職務を理解し、服務の厳正を常に念頭に置いて職務を遂行する。
- ② 法令を遵守し、学習指導要領に基づいて、公平かつ公正な教育活動を推進する。
- ③ 年2回以上の服務研修、職員会議での服務研修を実施し、服務事故の予防に努める。

(8) 働き方改革

- ① オーバーワークにならないように、「見通し」「段取り」をしっかりとつようにする。
- ② 学年で共有できるところは、できるだけ共有して準備を行うようにする。
- ③ 最終退勤が午後8時を過ぎないようにする。
- ④ 毎週水曜日は定時退勤日とする。

4 目指す教職員像

「一人一人の子供たちのために」を一番に考え、教育に対する使命感と責任感をもち、自分のよさを 発揮しながら一丸となって教育活動に取り組む。

- 教育の専門家としての自覚をもち、資質・能力を高める教職員
- 教師が教える「授業」から、子供が学ぶ「学習」への変換を目指し、子供が自ら学ぶ学習づくりを目指し、指導力向上のための研鑽に励む教職員
- 組織の一員としての自覚を高め、教育目標の達成に向けて協働する教職員
- 保護者・地域住民に信頼される教職員
- 法の遵守、服務の厳正に努める教職員